

特別支援教育だより

平成29年3月8日

ほほ笑み便り

NO. 7

杉並区立八成小学校
校内委員会

★★★みんなが共に学ぶための考え方②★★★

ほほえみだよりの5号で、障害者差別解消法と差別的取り扱い禁止・合理的配慮についてお知らせしました。この法律ができた背景には、誰もが共に過ごすことのできる社会を作ろうということがあります。その文脈から出てきた概念が“インクルーシブ”です。インクルーシブとは「包摂、包括」という意味になります。そのままの訳ではあまりピンとこないかもしれません。インクルーシブの対義語はイクスクルーシブ、「排他的、排除的」という意味です。つまり、インクルーシブは誰も排除しないということになります。

インクルーシブ社会を創ろうというのは世界的な流れになっています。その中では、当然学校ではインクルーシブ教育を進めていくことになっています。インクルーシブ教育というと、障害の有無にかかわらず、誰もが共に学ぶというイメージで語られることがあります。しかし、もっと大きな枠組みで考えられるべきことなのです。誰も排除しないということは、障害だけではなく、民族や性別あらゆる個性をもった人が共に学び、暮らすことが目指されているのです。

そして、ここで大切なことが多数派の社会に合わせることを要求するのではなく、少数派であっても個性を尊重された上で共に過ごすことができるような環境の調整を行うことなのです。そのための考え方のヒントを2つお伝えします。1つは“平等と公平”、もう1つは“障害とは何か”ということです。裏面をご覧ください。

ふ
ルビを振ること

今回のほほ笑み便りにはルビが振ってあります。ルビを振ることにより、漢字が苦手な人も読みやすくなり、情報が入る機会になります。ルビだけではありません。スマホの読み上げ機能や絵文字など、音声やイラストがあれば、より多くの人に届くようになります。ちょっとした工夫をすることで、届く人が増えます。

① 平等と公平

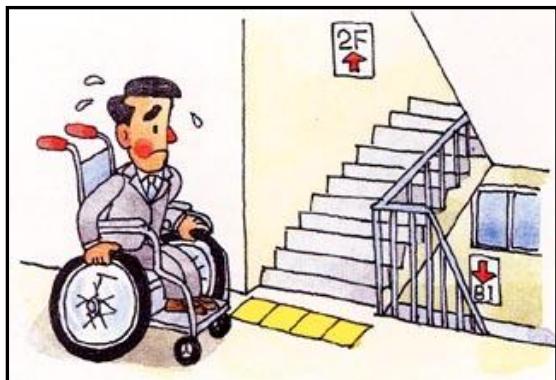
右側の写真をご覧ください。平等と公平が一目瞭然に分かると思います。これは野球を見ている場面です。立ち見席で試合をよく見るために3つの台が用意されていました。

一人1つ、誰もが同じ台に乗ることができるのが“平等”です。身長差などを考慮し、誰もが見られるように台の配分を調整することが“公平”になります。

“平等”が機能するのは、みんなが同じ条件の時に限られます。絵のような状況では、平等であることが、共に楽しむ場の阻害要因になってしまいます。

学校のように様々な人が来る場所は、みんなが同じ条件ではありません。心身の成長は一人一人違うのです。多様な子どもたちが集まる学校では、公平に学べるような配慮が大切です。

② 障害とは何か？



左の絵を見て考えてください。障害はどこにあるのでしょうか？ 【①足 ②階段】

車いすに乗っているので確かに足が不自由かもしれません。だから、足が障害である。このように障害の原因を、当事者にあるという考え方を「障害の個人モデル」と言います。

一方、エレベーターやスロープがあれば困らずに動

けると考えれば、障害になっているのは階段になります。外的な社会環境が原因であるという考え方を「障害の社会モデル」と言います。

昨年の4月に障害者差別解消法が施行され、障害は社会モデルで考えるようになります。この法律では、誰もが社会参加ができるように必要な環境の変更や調整を行なうことが求められています。つまり、社会が変わる必要があるのです。

